

事務連絡
令和3年8月19日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指雅啓

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき区域の追加等
を受けた対応について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和3年8月17日に開催された第73回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき緊急事態措置を実施すべき区域について、8月20日以降、これまでの1都1府4県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県）に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を加えた1都2府10県とし、同措置を実施すべき期間を9月12日までとすること等が決定され（※）、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。

これらを受けた対応について、（別添1）のとおり国土交通省自動車局旅客課長より依頼がありましたので、各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

基本的対処方針（別添2）においては、バスについては、引き続き、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」とされており、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、バス等の交通事業者に対して、終発の繰上げ等、必要な協力の依頼等を行うものとする旨が定められています。

このため、各事業者の判断による減便等に加え、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県から、基本的対処方針に基づく協力依頼等があった場合には、利用者の利便性や車内感染を防ぐための混雑防止の観点、利用者への周知徹底にも配慮しつつ、適切に対応していただけますよう併せて周知をお願いいたします。

また、基本的対処方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な業務継続のための体制整備のほか、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に万全を期するとともに、可能な限り事務員等のテレワーク等にも御協力いただけますようよろしくお願ひいたします。

（※）令和3年8月20日時点でのとおり。

① 緊急事態措置を実施すべき区域〔期間〕

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県〔9月12日まで〕

② まん延防止等重点措置を実施すべき区域〔期間〕

北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県〔9月12日まで〕

《添付資料》

別添1 國土交通省自動車局旅客課長 事務連絡（令和3年8月17日付け）

別添2 基本的対処方針（令和3年8月17日変更）